

渡良瀬遊水地の
ラムサール条約湿地登録に関する陳情書

栃木市議会議長 大川 秀子 殿

陳 情 人

栃木市藤岡町赤麻 4275 番地
藤岡町自然を守る会
会長 大塚 明



栃木市議会議長 大川 秀子 殿

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情

1 陳情の趣旨

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する意見書（意見書案は別紙のとおり）を採択し、地方自治法第 99 条に基づき内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣に提出することを陳情致します。

2 陳情の理由

平成 19 年 11 月に策定されたわが国の「第三次生物多様性国家戦略」では、平成 24 年に開催されるラムサール条約第 11 回締約国会議（COP11）までにラムサール条約湿地 10 か所の新規登録が目標とされました。平成 20 年に開催されたラムサール COP10 で 4 か所登録されましたので、COP11 までに少なくとも 6 か所が新規登録されることとなります。平成 22 年 3 月に策定された「生物多様性国家戦略 2010」にもその旨明記されています。

環境省は、ラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、ラムサール条約湿地の潜在候補地の選定作業を進めておりましたが、平成 22 年 9 月 30 日にラムサール条約湿地の潜在候補地として渡良瀬遊水地を含む全国 172 か所の湿地を選定したことを公表しました。この潜在候補地の中から COP11 までに登録するための具体的な候補地が絞り込まれ、最終的に少なくとも 6 か所の候補地について登録手続が行われることとなります。

渡良瀬遊水地は、栃木、茨城、群馬、埼玉の 4 県にまたがり、栃木市はじめ、小山市、野木町、古河市、板倉町、加須市の 4 市 2 町に所在する日本最大の遊水地です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿原で、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約 50 種を含む 700 種の植物や昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息しています。また、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、また、8 月下旬から 9 月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が 10 万羽も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地については、河川法に基づき遊水地を管理する国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会によって平成 22 年 3 月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画が策定されました。今後、この計画に基づいて遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約

の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、愛知目標（ポスト2010年目標）として「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」ことが定められ、保護地域については陸域17%、海域10%など、20の個別目標が合意されました。また、日本が提案している、生物多様性保全に国際社会が連携して取り組むための「国連生物多様性の10年」を国連総会で採択するよう勧告することが決定されています。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

既に、国土交通省利根川上流河川事務所は、「遊水地は貴重な地域資源であり、治水事業に支障がないという前提を置き、地元の方が望まれるのであれば、ラムサール登録の湿地登録に賛成する」との見解を表明しています。今後も国土交通省による管理の下で渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されることになれば、従来渡良瀬遊水地の治水機能強化を念願していた地元住民のラムサール条約湿地に登録されることによって治水に支障が生ずるのではないかというような懸念は完全に解消されます。

藤岡地区の住民の多くにとって、渡良瀬遊水地はその成立過程から特別の意味をもつ地域です。かつてこの地には、地下水がコンコンと湧き出ているために、透き通った美しく大きな赤麻沼（227ha）や石川沼（約100ha）などの大小の沼が点在していました。ここで太古の昔から人々は自然の恵みを受け赤麻沼などの魚介類やスゲ・ヨシなどを得て、平和な生活をしておりました。

ところが日本の公害の原点と言われる足尾鉍毒事件により、渡良瀬川が鉍毒によって汚染され、その上、精錬工場から噴出した亜硫酸ガスで足尾の豊かな森林が破壊されて激しい洪水が起きるようになりました。このため国は鉍毒を沈殿し、洪水を調節するという名目で谷中村を廃村にして、貯水池を作りました。いかなる理由があつたにせよ、故郷を喪失し、生まれた土地を離れなければならなかった村民の方々には、辛く悲しい体験でした。また渡良瀬川の川筋の付け替えにより、足尾からの土砂が流入し、赤麻沼や石川沼などの大小の沼はほとんど消滅してしまいました。

しかし造成してから約100年を経て、渡良瀬遊水地は、現在わが国最大の河

積を誇る利根川の洪水調節機能を果たし、首都圏を洪水から守るとともに、自然が蘇り始めており、多くの人々にとっての緑のオアシスとなり始めています。

渡良瀬遊水地の面積の7割以上は栃木市に入っており、ラムサール条約登録の主導権は栃木市が握るべきです。すでに小山市は「渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情」を平成22年9月28日の市議会で採択し、またコウノトリやトキの舞う地にする取り組みを始めています。新生栃木市の新たな取り組みとして、世界的な課題である自然の再生とともに、小山市と協調して新たな観光資源の持続的な開発を行い、地域の活性化を図るべきだと考えます。

ハート形で有名な谷中湖は偶然の奇跡の賜物であり、たまたまあの場所に旧谷中村遺跡があり、旧谷中の遺跡を守る会が国土交通省（当時の建設省）に保存の提案を行い協議した結果、当初の卵型からあのように素晴らしいハート形のデザインに生まれ変わり、誰にでも親しまれるようになりました。このことは如何に地元の意見を尊重することが大切であることを教えています。新生栃木市は250平方キロにわたる大きな市となりましたが、それぞれの地区の特性を生かして、全体が活気ある新生栃木市を作り上げていくことが大切なのではないでしょうか。新生栃木市として、世界の課題である自然の再生に主体的、積極的に、取り組まれることを望むものです。

以上の理由により、従来の河川法に基づく遊水地の管理の枠組みと渡良瀬遊水地湿地保全再生・基本計画を保全の法的担保とする国際的に重要な湿地として渡良瀬遊水地をラムサール条約湿地に登録するため、ラムサール条約事務局への渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録進達を要望する意見書をご採択いただき、内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣に提出いただきますよう請願致します。

平成22年11月22日

請 願 人

栃木市藤岡町赤麻 4275 番地

藤岡町自然を守る会

会長 大塚 明

渡良瀬遊水地内の4市2町を限定とする。

1:25,000

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する意見書（案）

平成19年11月に策定されたわが国の「第三次生物多様性国家戦略」では、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議（COP11）までにラムサール条約湿地10か所の新規登録が目標とされました。平成20年に開催されたラムサールCOP10で4か所登録されましたので、COP11までに少なくとも6か所が新規登録されることとなります。平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」にもその旨明記されています。

環境省は、ラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、ラムサール条約湿地の潜在候補地の選定作業を進めておりましたが、平成22年9月30日にラムサール条約湿地の潜在候補地として渡良瀬遊水地を含む全国172か所の湿地を選定したことを公表しました。この潜在候補地の中からCOP11までに登録するための具体的な候補地が絞り込まれ、最終的に少なくとも6か所の候補地について登録手続が行われることとなります。

渡良瀬遊水地は、栃木、茨城、群馬、埼玉の4県にまたがり、栃木市はじめ、小山市、野木町、古河市、板倉町、加須市の4市2町に所在する日本最大の遊水地です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿原で、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約50種を含む700種の植物や昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息しています。また、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、また、8月下旬から9月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が10万羽も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地については、河川法に基づき遊水地を管理する国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会によって平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画が策定されました。今後、この計画に基づいて遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、愛知目標（ポスト2010年目標）として「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」ことが定められ、保護地域については陸域17%、海域10%など、20の個別目標が合意されました。また、日本が提案している、生物多様性保全に国際社会が連携して取り組むための「国連生物多様性の10年」を国連総会で採択するよう勧告することが決定されています。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

以上の趣旨をご理解いただき、下記の事項を実施されることを要望します。

記

渡良瀬遊水地を、従来の河川法に基づく遊水地の管理の枠組みと渡良瀬遊水地湿地保全再生・基本計画を保全の法的担保とする国際的に重要な湿地として、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議までにラムサール条約湿地に登録するため、ラムサール条約事務局へ登録進達の手続を取ること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日

栃木県栃木市議会

○意見書提出先

内閣総理大臣宛

環境大臣宛

国土交通大臣宛

栃市議第 号
平成23年12月16日



藤岡町自然を守る会
会 長 大 塚 明 様

栃木市議会議長 大川 秀子

陳情の審議結果について

平成22年11月22日付でご提出いただき、平成22年第7回、平成23年第1回、平成23年第3回、平成23年第4回栃木市議会定例会において閉会中の継続審査となっておりました『渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情書』につきましては、平成23年12月15日に開催の栃木市議会定例会本会議において採択となりましたので通知いたします。

なお、意見書は関係機関に送付いたしましたので、併せてお知らせします。

栃木市議会事務局
議事課議事調査担当
電話 0282-21-2252